

(様式第2)

高松商工会議所 香川県事業承継・引継ぎ支援センター
T V C M放映等広報啓発業務
委託提案仕様書

本仕様書は、高松商工会議所 香川県事業承継・引継ぎ支援センター（以下「当センター」という）が実施する、香川県事業承継・引継ぎ支援センターT V C M放映等広報啓発業務（以下「本業務」という）に適用するものとする。

1 業務名

高松商工会議所 香川県事業承継・引継ぎ支援センター
T V C M放映等広報啓発業務

2 業務の目的

全国的に経営者の高齢化と後継者不在が深刻化しており、事業継続の大きな課題となっている。当センターは、県内唯一の公的な事業承継・引継ぎの相談窓口として支援機関の中核機能を担い、①親族内承継②役員・従業員承継③第三者承継（M & A）等支援ニーズの掘り起しから課題解決まで、ワンストップでサポートする組織である。

本業務は、当センターが、県内中小企業の経営者や地域関係者等に対し、事業承継の必要性・重要性等を周知し、併せて当センターの認知向上を図ることを目的として、T V C Mの放映、W E B広告の配信等を実施するものである。

3 委託期間

契約締結日から2026年12月31日まで

4 提案上限

金6,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

※受託者が本事業を遂行するに当たり必要となる一切の費用を含み、当センターは契約金以外の費用を負担しない。

5 委託者

高松商工会議所 香川県事業承継・引継ぎ支援センター

6 業務内容

(1) T V C Mの放映に関する業務

当センターが提供する既存のT V C M素材（15秒）を活用し、放送・配信に向けた媒体計画の策定、放映枠の確保、放送局への素材納品等の一連の業務を実施

(様式第2)

すること。なお、既存素材の軽微な修正等が必要な場合は、協議の上で対応すること。また、TVCMの放映に関する業務にあたって必要な用務についても行うこと。

本業務の基本要件は次の通りとする。

ア. 放映方針

香川県事業承継・引継ぎ支援センターの役割と存在を広く周知し、公的機関としての信頼性と気軽に相談できる身近さを感じてもらうとともに、視聴者が事業承継に関する相談や情報収集等の行動を起こすきっかけとすることを目的とする。

イ. ターゲット

県内中小企業の経営者本人だけでなく、事業承継に関わる可能性のある家族や従業員も視聴対象とし、幅広い層にアプローチできる内容とすること。

ウ. 放映局

以下の民放局5社のうち、3社以上で放映することとする。

西日本放送、瀬戸内海放送、RSK山陽放送、テレビせとうち、岡山放送

エ. 放映時期

2026年8月～2026年11月の間にて、テレビ放映の計画(放送局、放映時間帯、視聴者層など)を作成すること。ただし、当センターは、受託者と協議して放送時期を変更できるものとする。

オ. 放映時間帯及び放映回数

県内の中小企業・小規模事業者に効果的に情報を届けるため、視聴率の高い時間帯での放映に努めること。放映時間などの詳細は、当センターと相談のうえ決定すること。

カ. その他

(ア) 否定的なイメージを抱かせない公益性を配慮したものにする。

(イ) 放送に係る放送局との連絡・調整を行うこと。

(ウ) CM放映(放送)期間終了までにCMを放映(放送)できない事態となった場合には、受託者の責任において、再制作等放送できる措置をとること。

(2) WEB広告の配信に関する業務

① TVCMの動画(15秒)を動画配信サイト(YouTube等)にて、動画広告を配信する業務を実施するもの。

② ディスプレイ広告(Yahoo!広告等)にて、静止画広告を配信する業務を実施するもの。

(様式第2)

本業務の基本要件は次の通りとする。

ア. 配信時期

2026年8月～2026年11月の間とする。なお、クリック数の実績等によっては適宜、配信方法の見直し等、当センターと協議の上、決定すること。

イ. 活用媒体

本業務の目的を達成するため、以下の①及び②を必須とした上で、効果的な広告展開を提案すること。なお、これらに加えて③を組み合わせた提案も可能とする。

①動画広告 (YouTube 等)

②ディスプレイ広告 (Yahoo! 広告等)

③その他効果的な媒体

ウ. 表示回数

本業務の目的を達成できるような目標数値等を設定すること。なお、当センターと協議の上、決定すること。

エ. ターゲット

配信にあたっては、県内中小企業の経営者本人だけでなく、事業承継に関わる可能性のある家族や従業員を対象とすることを念頭に、視聴者の属性(年齢、性別、居住地等)や配信時間の選定を行うこと。広告視聴後の誘導先ウェブサイトは、当センターのホームページ (<https://kagawa-hikitsugi.go.jp/>) とする。

オ. 編集

①動画配信サイト (YouTube 等) については、既存のTVCM素材をWEB広告用 (YouTube 広告等) に最適化するためのリサイズや、テロップ等の軽微な編集加工を含むものとする。

②ディスプレイ広告 (Yahoo! 広告等) については、静止画でも差し支えない。なお、広告見出し等、表現方法については、当センターと十分調整すること。

カ. その他

広告配信期間に広告を配信できない事態になった場合には、受託者の責任において、再制作等配信できる措置をとること。

7 委託業務実施計画書並びに見積書の作成

受託者は業務委託契約締結後速やかに、各業務に必要な期間や人員等を記載した業務実施計画書並びに見積書を作成し、当センターに提出しなければならない。

受託者は当該計画書を変更したときは、速やかに当センターに提出しなければならない。当センターが体制の見直しなど、当該計画書の変更が必要と認めるときには、受託者は協議に応じなければならない。

8 業務実施体制

(様式第2)

本事業を円滑に進めていくことができる体制を構築するとともに、実施体制図を企画提案書に記載しなければならない。

(1) 管理責任者等の配置

委託事業の管理責任者及び、当センターとの各種調整窓口となる業務担当者を決めること。

(2) 安全管理体制

本業務の実施にあたり、活動時の安全体制として、スタッフの配置、責任の所在、連絡体制等を明確にしておくこと。

9 納品

TVCMは、放送局指定の日までに、受託者が放送局へ直接納品すること。

WEB広告は、広告掲載日までに、受託者が出稿先へ直接納品すること。

当センターは契約締結後、速やかに既存のCM動画データを受託者に提供するものとする。

10 業務成果品等の提出

業務完了後2026年12月31日までに、当センター宛に次の業務成果品を提出すること。様式は任意とする。

ア 提出成果品

(1) 事業実績報告書 1部

(2) TVCM：テレビ局による放送確認書 1部

(3) WEB広告：出稿内容が確認できる資料及び効果測定レポート 1部

(4) その他関係資料及び電子データ 1式

イ 提出場所

高松市番町二丁目2番2号 高松商工会議所会館1階

高松商工会議所 香川県事業承継・引継ぎ支援センター（担当：三谷、岡村、田中）

11 事業の変更・中止

(1) 事業内容については、当センターと受託者が協議を行い、当センターが指定する内容の詳細を決定する。その際、提出された企画提案書や委託業務実施計画書と異なる内容に決定する場合がある。

(2) 契約書、仕様書及び委託業務実施計画書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、当センターと受託者が協議の上、決定することとする。

12 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の収集や利用、管理については「個人情報の保護に関する法律（平成15

(様式第2)

年5月30日法律第57号)及び「高松商工会議所 個人情報保護内規」(平成17年4月1日制定)に則り、適正に個人情報を取り扱うものとする。

- (2) 個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当センターが必要と認める範囲内で収集すること。
- (3) 収集した個人情報を本事業の目的以外の目的で利用したり、他の者に提供したりしないこと。
- (4) 個人情報の取扱者を限定するとともに、業務を行う中で知りえた情報を他のものに知らせ、または不当な目的に利用することがないように徹底する。
- (5) 収集した個人情報は、漏えい、滅失、棄損等を防止するなど、安全確保の措置を講ずること。
- (6) 保有する必要のなくなった個人情報については、確実かつ速やかに破棄または消去すること。

1.3 その他事項

- (1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)、所有権等、その他の一切の権利は当センターに帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下、「権利留保分」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、当センターは、権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物は、当センターが自由に二次使用(加工、ホームページへの掲載等)できるものとする。
- (3) 受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、当センターの許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 受託者は、本件業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ当センターの承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、本所と打合せを行い、誠意をもって業務を遂行すること。
- (7) 業務の遂行にあたり、第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。なお、トラブルについては直ちに当センターへ報告すること。
- (8) 本仕様書に記載のない事項または本仕様書に変更や疑義が生じた場合は、当センターおよび受託者が協議のうえ定めるものとする。この場合、受託者は、受託した金額の範囲内において金額の変更又は仕様書の変更に応じることとする。

(様式第2)

以上